

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

(仮称) 東村山市自治基本条例 (案)

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 市民 (第 4 条・第 5 条)

第 3 章 議会 (第 6 条)

第 4 章 市長・職員 (第 7 条・第 8 条)

第 5 章 情報の共有と管理 (第 9 条・第 10 条)

第 6 章 市民参加・協働のまちづくり (第 11 条—第 14 条)

第 7 章 市政運営 (第 15 条—第 19 条)

第 8 章 住民投票 (第 20 条)

第 9 章 国及び他の地方公共団体との関係 (第 21 条)

第 10 章 見守り・検証等 (第 22 条—第 24 条)

附則

わたしたちのまち東村山市は、武蔵野のみどりを色濃く残し、野火止用水や多摩湖など水の恵みも受ける自然豊かなまちです。高度経済成長期以降、首都東京の近郊住宅都市として発展する一方で、北山公園、八国山、東村山中央公園などの貴重なみどりを市民と議会、市長・職員との協働により守り、育て、自然と都市機能が調和するまちを築いてきた歴史があります。

また、古(いにしえ)より人々が生活を営み、古代の東山道、中世の鎌倉

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

街道等を経て、現代は9つの鉄道駅が所在するなど、交通の便も良い土地であり、そうした中で、人々のくらしが営まれ、交流が行われてきました。そうした人間の営みの足跡として、市内には下宅部遺跡や久米川古戦場、正福寺地蔵堂などの文化財が所在し、歴史・文化を身近に感じることができます。

そして、明治42年に開設された全生病院を起源とする多磨全生園は、ハンセン病患者に対する国の強制隔離政策と人々の偏見や差別の中で、入所者の方々の人間としての尊厳を国から回復する歴史と多くの想いを刻んできました。今、その地は、百年余の歴史の中で人権の学びの場となり、国民共有の財産として、元患者と市民、議会、市長・職員の協働により未来に受け継がれようとしています。

このような固有の自然と歴史と文化を有する東村山市は、社会が大きく変化し、地方分権が進展する時代を迎える中で、住民福祉の向上、平和な文化都市建設を掲げた東村山市制施行宣言（昭和39年4月1日宣言）、住みよいまち、うるおいのあるまち、明るいまち、思いやりのあるまち、文化の香り高いまちをつくることを掲げた東村山市民憲章（平成元年9月7日制定）等を踏まえ、市民一人ひとりが尊重されるとともに、それぞれが誇りと責任をもち、互いに手をたずさえて、豊かで平和な東村山を築き、次世代に引き継ぐために、この条例を定めます。

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のものです。今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、東村山市（以下「市」といいます。）の自治の基本理念と基本原則を定めるとともに、まちづくりに必要な事項を定めることを目的とします。

（基本理念）

第 2 条 自治の中心である市民並びに市民から自治の一部を信託された議会及び市長は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、情報を共有しながら、それぞれの役割と責務を果たし、公共の福祉の実現を目指します。あわせて、市民と市民、市民と市とが互いにつながり、支え合いながら、安心して希望ある自立した地域社会を創造していきます。

（基本原則）

第 3 条 自治を進める基本原則は、次の各号に定める事項とします。

- (1) 情報共有の原則 市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。
- (2) 市民参加の原則 市は、市民が自治の中心であることを基本として、市民の参加の下にまちづくりを進めます。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、市内において活動をする個人、団体と互いに自主的な意思と責任を担いながら、対等の関係で協働してまちづくりを進めます。

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、次の各号に掲げる権利を有します。

- (1) 市が提供する公共的サービスを受けること。
- (2) 市と情報を共有すること。
- (3) 第2条の基本理念に基づき、自主的、主体的にまちづくりに参加すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、前条の権利を行使するに当たっては、互いの立場や意見を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

第3章 議会

(議会基本条例)

第6条 この条例に定めるもののほか、議会及び議員に関し必要な事項は、東村山市議会基本条例（平成25年東村山市条例第 号）の定めによります。

第4章 市長・職員

(市長の責務)

第7条 市長は、選挙により信託を受けた市の代表として、市政運営に関しリーダーシップを発揮し、方向性を示します。

2 市長は、公平、公正かつ誠実に市民の声を聴き、それを反映しながら職

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

務を遂行します。

(職員の責務)

第8条 職員は、市民全体の奉仕者として市民の声に真摯に耳を傾けるとともに、社会経済状況の変化を敏感に捉え、課題や要望等を的確に把握し、創意工夫に努め、使命感を持って職務を遂行し、まちづくりに取り組みます。

第5章 情報の共有と管理

(情報の共有)

第9条 市は、市が保有する情報は市民のものであるとの認識に立ち、情報が市民と共有できるよう、多様な方法を用いて市政に関する情報を分かりやすく発信することに努めます。

(情報の管理)

第10条 市は、公文書の適正な管理を行うとともに、適切に情報を開示していくことに努めます。

2 市は、情報を開示するにあたっては、市民の権利が侵されることのないように、情報を保護し、適正に管理しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報の開示及び個人情報の保護に関し必要な事項は、東村山市情報公開条例（平成10年東村山市条例第28号）及び東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）で定めます。

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

第6章 市民参加・協働のまちづくり

（市民の活動）

第11条 市民は、地域を基盤とする自治会等の地域コミュニティや共通の目的・関心を持つNPO、ボランティア等の活動を通じて、互いに助け合いながら、地域のふれあいや課題解決等に向けて主体的に取り組むよう努めます。

（市民参加）

第12条 市民は、まちづくりに対し、自主的かつ主体的に参加するよう努めます。

2 市は、政策や施策の立案、実施及び評価の過程において市民参加が保障されるよう、しくみや手法の整備に努めます。

（協働）

第13条 市民及び市は、市内において活動する個人・団体等と互いに自主的な意思と責任を担い合い、相互理解に努め、対等の関係でまちづくりを進めるよう努めます。

（支援）

第14条 市は、まちづくりに対する市民の自主的かつ主体的な取組みを尊重するとともに、必要に応じて、情報、人材、場所等の提供を行いながら、ともにまちづくりを進めます。

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

第 7 章 市政運営

（総合計画と行財政改革大綱を柱とする市政運営）

第 15 条 市は、総合計画及び行財政改革大綱を柱として市政運営を進めます。

（総合計画）

第 16 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、最上位計画として総合計画を策定します。

2 総合計画は、基本構想及び基本構想の実現を図るための計画により構成されます。

3 前項の基本構想の策定にあたっては、議会の議決を経るものとします。

4 市は、各政策分野における計画を策定又は変更するときは、総合計画に則して行います。

（行財政改革大綱）

第 17 条 市は、市政運営を効率的かつ効果的に進めていくために、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。

2 市は、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう、優先順位を考えながら市政運営を行います。

（市民意向の反映）

第 18 条 市は、市政運営に当たり、主要な事項については、市民意向を反映することに努めます。この場合において、市は、市民との熟議の機会を

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

設け、必要に応じて、幅広い市民意向の調査等を行うとともに、その結果を公表しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、市は、時代の変化を捉え、常に効果的な市民意向の反映のしくみを整備するよう、不断の努力をしなければなりません。

(市政の評価)

第 19 条 市は、より良い市政運営に資するために、市自ら市政を評価するほか、市民が市政を評価する機会を定期的に設けます。

2 前項により得られた結果は、市民に公表するとともに、市政に反映するよう努めます。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 20 条 市は、市政運営に関する重要事項について、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者の請求による住民投票を、別に定める条例により行うことができます。

(1) 市議会議員及び市長の選挙権を有する者で、その総数の 6 分の 1 以上の連署を得た者

(2) 市議会議員で、議員定数の過半数の連署を得た者

2 市長は、市民意向を把握するため、住民投票を自ら発議できます。

第 9 章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

※ この条例案は、平成 25 年 10 月現在のもので、今回の意見募集や審議会で出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性があります。

第 21 条 市は、国や他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担により、自立した市政運営を行います。

2 市は、前項の規定に基づき、広域的な課題又は共通の課題の解決に向けて、相互に連携しながら取り組むよう努めます。

第 10 章 見守り・検証等

(見守り・検証)

第 22 条 市民は、市政がこの条例に則して行われていることについて、見守るよう努めます。

2 市は、この条例の施行状況について検証するための附属機関を別に条例で定めます。

(改正又は廃止)

第 23 条 市長は、この条例を改正又は廃止する必要があると判断したときは、客観的に公平性を保てるように工夫した手法によって多くの市民から意見を聴き、その結果を付して議会に付議しなければなりません。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行します。